

～事業主の皆さまへお知らせです～

# 均衡待遇・正社員化推進奨励金は、 平成25年3月31日をもって廃止予定です

平成25年度より企業内のキャリアアップを促進するための包括的な助成制度に整理・統合する予定です

※平成25年度予算案に基づくものです。

## 申請を検討中の事業主の方へ

均衡待遇・正社員化推進奨励金の対象となる制度を、**労働協約または全ての事業所の就業規則に新たに規定し、平成25年3月31日までに労働者に適用することが必要です。**

※「均衡待遇・正社員化推進奨励金の対象となる制度を労働者に適用する」とは、以下の①から⑤のいずれかの取組を指します。

- ① 正社員転換制度 …… 正社員に転換したこと。
- ② 共通処遇制度 …… 正社員と対象労働者を当該制度により格付けしたこと。
- ③ 共通教育訓練制度 …… 延べ10人以上(大企業は延べ30人以上)の対象労働者1人につき6時間以上教育訓練を実施したこと。
- ④ 短時間正社員制度 …… 短時間正社員制度を適用したこと。
- ⑤ 健康診断制度 …… 対象労働者延べ4人以上に健康診断を受診させたこと。

※均衡待遇・正社員化推進奨励金を受給するには、**支給要件を満たしている必要**があります。

支給要件については、厚生労働省ホームページに掲載しております。

【厚生労働省ホームページ】

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi.html)

## 均衡待遇・正社員化推進奨励金の申請先が変わります!!

平成25年3月31日までに制度を労働者に適用し、

**平成25年3月31日までに申請される場合**

▶ **都道府県労働局雇用均等室**へ

申請先・お問い合わせ先(都道府県労働局雇用均等室連絡先一覧)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/index.html>

**平成25年4月1日以降申請される場合**

▶ **都道府県労働局職業安定部**へ

申請先・お問い合わせ先(都道府県労働局職業安定部連絡先一覧)

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/f01.html>

**平成25年度から労働者に制度を実施する場合は、  
企業内のキャリアアップを促進するための包括的な助成制度をご活用ください!**

※支給要件が変更される予定ですので、当該助成制度の活用にあたっては事前に支給要件等をご確認ください。